

MHAM物価連動国債ファンド(愛称:未来予想)

追加型投信／国内／債券

■ 第20期における分配金について

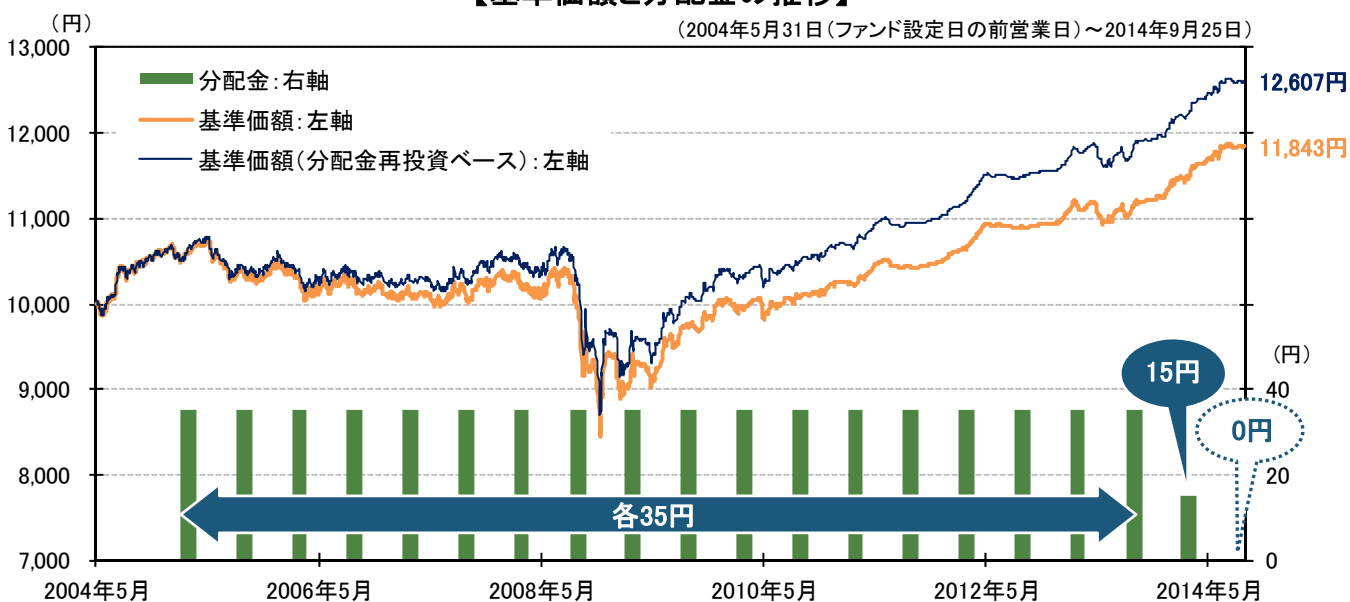
平素は、「MHAM物価連動国債ファンド(愛称:未来予想)」をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

当ファンドはこの度第20期の決算を迎えました。基準価額は当期間中(2014年3月26日～2014年9月25日)堅調に推移し、期初より3.1%上昇し11,843円となりました。分配金(1万口当たり、税引前。以下同じ)については、0円(第19期:15円)に決定いたしましたのでご報告申し上げます。なお、設定来の収益分配金の累計金額は645円です。

今後ともパフォーマンスの向上を目指してまいりますので、引き続きのお引き立てを賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

第20期 分配金	当期間の基準価額騰落率
0円	+3.1%

【基準価額と分配金の推移】



出所:みずほ投信投資顧問

※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。設定日の前営業日(2004年5月31日)における値を10,000円として指数化しています。

※基準価額(分配金再投資ベース)は、決算時に収益分配があった場合にその分配金(税引前)を再投資したものととして算出した収益率に基づきます。

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来の運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。分配金は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

お申込みの際は投資信託説明書(交付目論見書)を必ずお読みください。

Q1 なぜ分配金を0円にしたのですか？

当ファンドは、原則として、主要投資対象資産である物価連動国債から得られる利息収入相当分(下表①配当等収益)を中心に、安定した収益分配を目指し、分配方針に則って収益分配金を決定してきました。

しかしながら、足元の配当等収益の水準が減少してきたことから、分配金を15円から0円に引き下げることが今後のトータルリターンの上昇に資すると判断いたしました。なお、下表⑤分配可能額については足元1,842円まで積み上がっていますが、当ファンドの分配方針では下表①配当等収益を中心とした収益分配を行うとしているため、当期の分配金を0円といたしました。

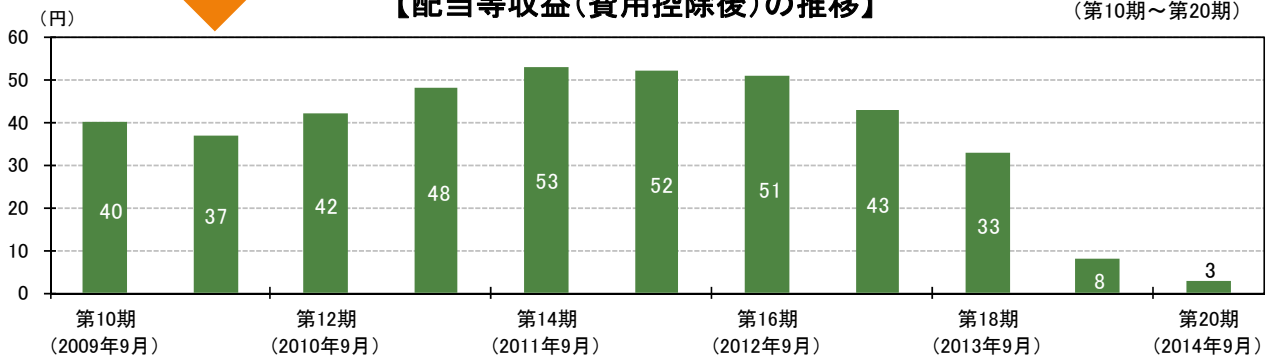
【分配金の計算過程(1万口当たり、単位:円)】

(第10期～第20期)

	①	②	③	④	⑤	⑥
	配当等収益 (費用控除後)	有価証券 売買等損益 (費用控除後)	収益調整金	分配準備積立金	分配可能額 (分配金支払い前) =①+②+③+④	収益分配金額
第10期 (2009年9月)	40	—	58	4	103	35
第11期 (2010年3月)	37	—	59	9	106	35
第12期 (2010年9月)	42	—	59	12	114	35
第13期 (2011年3月)	48	—	172	18	240	35
第14期 (2011年9月)	53	169	203	29	456	35
第15期 (2012年3月)	52	175	246	190	665	35
第16期 (2012年9月)	51	180	388	295	915	35
第17期 (2013年3月)	43	209	613	321	1,187	35
第18期 (2013年9月)	33	—	813	317	1,165	35
第19期 (2014年3月)	8	184	1,216	86	1,496	15
第20期 (2014年9月)	3	162	1,596	80	1,842	0

【配当等収益(費用控除後)の推移】

(第10期～第20期)



出所:みずほ投信投資顧問

※小数点以下を切り捨てているため、①～④の各項目の合計と⑤分配可能額(分配金支払い前)が一致しない場合があります。

※上記の表において、有価証券売買等損益(費用控除後)の数値が「—」となっているものについては、有価証券売買等損益がマイナスもしくはプラスであったが全額が繰越欠損金に充てられたため、分配金原資が発生しなかったことを表しています。

※上記は、当ファンドの過去の一定期間における実績を示したものであり、将来における運用成果を示唆、保証するものではありません。

※第20期(2014年9月)における当ファンドの損益の状況(運用報告書)は、2014年11月頃に当社ホームページに掲載いたします。

※本資料作成時点においては、当作成期間に係る当ファンドの監査は終了していません。

① 配当等収益（費用控除後）

投資信託が保有する信託財産からの利子や配当金を合計したものです。費用控除後の配当等収益は分配金の原資の一部となります。費用（信託報酬、監査費用等）は、配当等収益と有価証券売買益から按分控除されます。有価証券売買損益がマイナスの場合は、配当等収益からのみ控除されます。

② 有価証券売買等損益（費用控除後）

追加型株式投資信託の場合、組み入れた有価証券を売買して得た損益（実現損益）に、期末の評価替えに伴う時価評価額と購入金額との差額（評価上の損益）を加えたものです。有価証券売買等損益には、売買による実現損益のほかに評価損益も含まれます。有価証券売買等損益がマイナスの場合は期末に繰越欠損金として計上され、プラスの場合は前期までの繰越欠損金を補填し、収益分配金支払い後、分配準備積立金に積立てられます。

③ 収益調整金

追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

④ 分配準備積立金

①+②のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

⑤ 分配可能額

当期決算で収益分配金にあてることができる分配可能原資のことをいいます。

⑥ 収益分配金額

投資信託から直接還元される金額のことです。投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金の額は基準価額の水準、市況動向および分配可能原資を勘案し、総合的な判断に基づいて委託会社が決定します。

Q2

なぜ配当等収益の水準が減少してきたのですか？

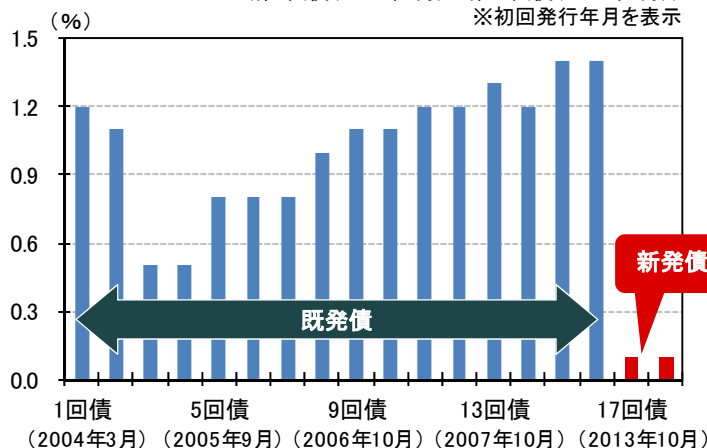
当ファンドではトータルリターンの上を目指すべく、主に以下の2つの理由から、当運用期間中に相対的にクーポン（表面利率）の高い債券をすべて売却し、売却資金等で相対的にクーポンの低い債券を購入しました。

- ① 2013年10月に約5年ぶりに物価連動国債が発行されました。新たに発行された物価連動国債（以下、『新発債』といいます。）と従来保有していた2008年までに発行された物価連動国債（以下、『既発債』といいます。）を比較した結果、新発債は既発債に比べてクーポンは低いものの、各銘柄が織り込んでいる期待インフレ率等では、既発債に比べて相対的に割安であると判断したこと。
- ② 新発債は既発債とは異なり、償還時に適用される物価が発行時を下回った場合でも額面金額で償還される仕組みが付与されていることから、新発債を組み入れることで、従来に比べて相対的に物価下押し圧力に強いポートフォリオが期待できると考えたこと。

この結果、ポートフォリオの債券すべてが新発債となり、基準価額が堅調に推移する一方、債券のクーポン収入を主要な原資とする配当等収益は減少しました。

【物価連動国債の表面利率（クーポン）の推移】

（第1回債（2004年3月）～第18回債（2014年4月））
※初回発行年月を表示

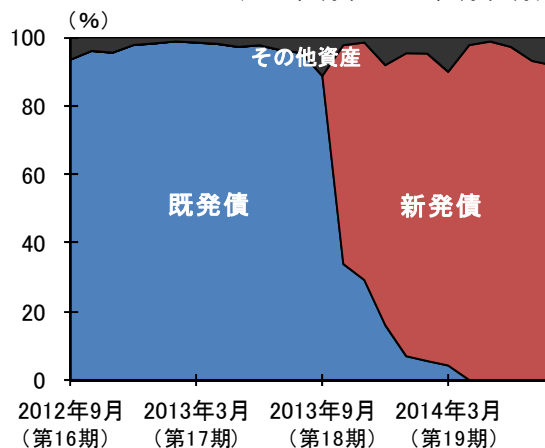


出所：財務省等が提供するデータを基にみずほ投信投資顧問が作成。

※上記グラフは、将来における物価連動国債の表面利率（クーポン）および当ファンドにおける既発債と新発債の組入比率の推移を示唆、保証するものではありません。

【当ファンドにおける既発債と新発債の組入比率】

（2012年9月末～2014年8月末：月次）

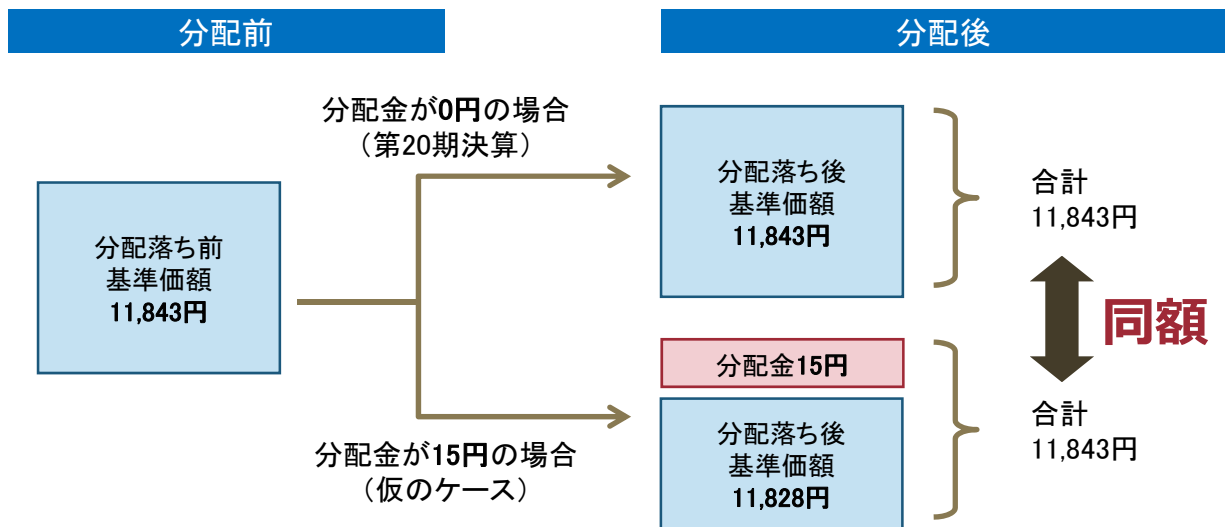


Q3 分配金を引き下げると基準価額への影響はありますか？

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

今回分配金を15円から0円に引き下げましたが、引き下げられた15円相当分は信託財産内に留保され、分配落ち後の基準価額に反映されるため、分配金が15円の場合に比べて基準価額が15円相当分高くなります。

分配金と分配落ち後の基準価額の合計は、分配金の額に関わらず分配落ち前の基準価額と同じになります。つまり、今回の分配金引下げによって、お客さまにとっての経済的価値が変わるものではありません。



※分配金は、1万口当たり、税引前の金額で表示しています。課税による影響は考慮しておりません。

※上記は、イメージ図であり、将来における運用成果や収益分配を示唆、保証するものではありません。分配金は、委託会社が収益配分方針に基づいて決定します。ただし、収益分配を行わない場合もあります。

Q4 分配金の多いファンドほど投資成果が良いといえるのですか？

◆投資成果を測る基準はトータルリターン

お客さまにとっての投資成果は、投資した期間の基準価額の騰落額と、その間に受け取った分配金の累計額の合計、すなわちトータルリターンとなります。ファンドが収益分配を行うと、分配金に相当する額がファンドの純資産から減少し、お支払いした分配金に応じて基準価額も下落します。

このように、お客さまの投資成果を測るには、基準価額の騰落額も考慮する必要があります。つまり、分配金の大小のみをもって、ファンドの投資成果の良し悪しを判断することはできません。

◆将来のインフレへの備えとして、トータルリターンを重視

当ファンドでは、将来のインフレを見据え、物価の上昇から“ファンドの実質的な資産価値”を守ることを運用方針の一つとしています。たとえば、分配金としてファンドから払い出した部分（お客さまが分配金として受け取った部分）については、将来の物価上昇時における実質的な価値が目減りするリスクがあり、最終的な投資成果が物価上昇率を下回ってしまう可能性があります。

したがって、当ファンドでは将来のインフレへ備えながら、今後もトータルリターンを重視した運用を行ってまいります。

Q5

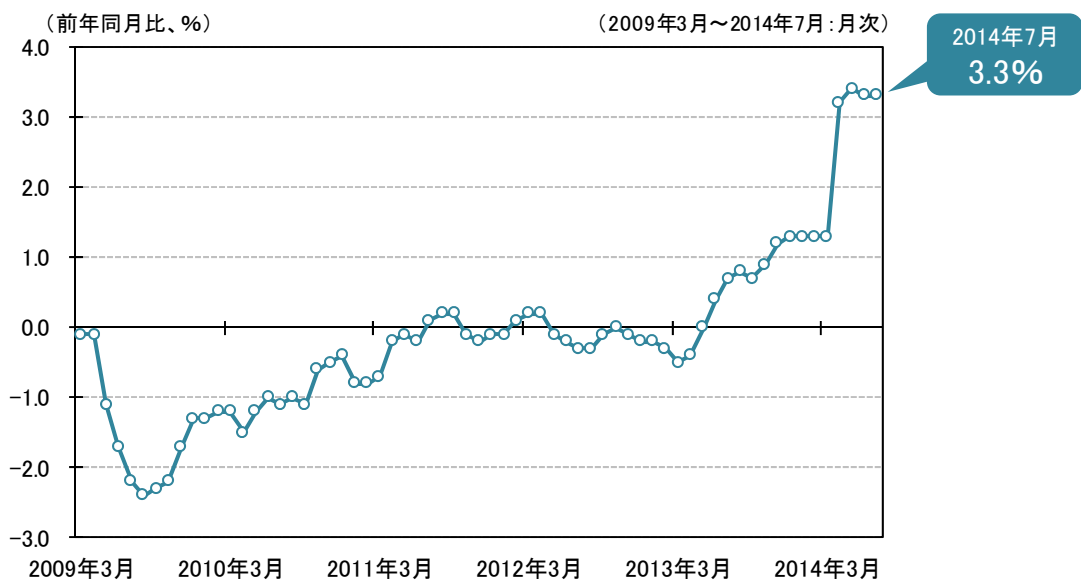
当ファンドの運用状況について教えてください。

◆市況の振り返り【第20期：2014年3月26日～2014年9月25日】

当運用期間中、国内における物価連動国債市場は堅調に推移しました。背景としては、主に以下の2点が挙げられます。

- ① 日本銀行の金融緩和政策等の影響により、物価連動国債が基準とする物価である全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)が7月時点で前年同月比+3.3%に上昇していること。
- ② 公的年金などの投資家層の裾野の広がりに伴い、物価連動国債発行増額が決定されるなど、物価連動国債市場の活性化期待が高まっていること。

【全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)の推移】



出所：総務省が提供するデータを基にみずほ投信投資顧問作成。

※上記グラフは、将来における全国消費者物価指数(生鮮食品を除く総合指数)の推移を示唆、保証するものではありません。

◆今後の見通し

物価連動国債の投資環境は、短期的にはもみ合う展開を想定しますが、中長期的には良好と考えます。

昨年来の物価上昇に寄与した円安効果が今後剥落し、物価の前年同月比伸び率が鈍化することで、短期的にはもみ合いの展開が見込まれます。しかし、日本銀行が引き続き大規模な金融緩和政策を通じて物価上昇を目指していることや、2015年に消費税率のさらなる引上げが見込まれていることなどから、物価は中長期的には上昇基調で推移するものとみられます。

なお、以下の点には注意が必要と考えます。

- ① 物価の上昇に対して、賃金などの所得の上昇が追いつかない場合には、消費者の購買力が低下し、物価上昇が持続しなくなる可能性がある点。
- ② 海外経済の影響を受けて国内景気が減速した場合、物価押し下げの要因となる点。

ファンドの特色

わが国の物価連動国債に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中・長期的な成長を目指します。

1. わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。

- 長期的に、物価の動きに追随する投資成果を目指して運用を行います。
- 物価の上昇から“ファンドの実質的な資産価値”を守ることを目指します。

2. 物価連動国債を中心とする組入公社債の平均残存期間は、7年±3年程度とすることを基本とします。

※物価連動国債の発行状況によっては、上記の平均残存期間の範囲に沿った運用が困難となる場合があります。

- 「MHAM物価連動国債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

3. 年2回の決算時（原則として3月25日および9月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として、利息収入相当分を中心に、安定した収益分配を目指します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、上記の分配対象収益の範囲のうち、原則として利息収入相当分を中心とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※原則として、安定した収益分配を行うことを目指しておりますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

基準価額の変動要因

当ファンドは、わが国の公社債などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

物価変動リスク

物価の下落は、当ファンドが投資する物価連動国債の価格にマイナスの影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、将来の物価変動に対する市場予想の変動も、物価連動国債の市場価格に影響を及ぼします。なお、物価連動国債の想定元金額や利払額の増減の基準となる物価としては、各時点の約3カ月前の全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）が用いられるため、直近の物価変動が物価連動国債の想定元金額や利払額に反映されるのは、約3カ月後となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではなく、上記以外に「信用リスク」、「ファミリーファンド方式で運用する影響」などがあります。

金利変動リスク

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、当ファンドが投資する物価連動国債等の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

流動性リスク

当ファンドが投資する物価連動国債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

◆収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。

- 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

お申込みメモ 他

〈詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。〉

◆お申込みメモ

購入・換金のお申込み	販売会社・委託会社の休業日を除き、原則として、いつでもお申し込みになれます。
購入単位	販売会社が別に定める単位 ※詳細は委託会社または販売会社までお問合わせください。
購入価額	購入申込日の基準価額 (分配金再投資コースの収益分配金は、決算日の基準価額で再投資されます。)
換金単位	1万口単位または1口単位 ※換金単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては換金単位を別に設定する場合があります。
換金価額	換金請求受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社・委託会社の営業日の午後3時までに販売会社の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。 ※なお、上記の時間以前にお申込みが締め切られる場合があります。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	購入申込者の購入申込金額および購入申込総額・換金請求金額が多額な場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	無期限(2004年6月1日設定)
繰上償還	信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき等には、信託を終了(繰上償還)させることがあります。
決算日	毎年3月25日および9月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算日に収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの購入方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

◆お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時	
購入時手数料	購入申込日の基準価額に対して、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。 ※基準日現在の手数料率の 上限は1.08%(税抜1%) です。なお、手数料率の上限は変更されることがあります。 ※詳細は、委託会社または販売会社でご確認いただけます。
換金時	
信託財産留保額	換金請求受付日の基準価額に対して、 0.1% の率を乗じて得た額をご負担いただけます。
保有期間中(信託財産から間接的にご負担いただきます)	
運用管理費用(信託報酬)	日々の信託財産の純資産総額に対し 年0.648%(税抜0.6%)以内の率 を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用は毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。運用管理費用(信託報酬)の率(以下「信託報酬率」といいます。)およびその配分は、当ファンドの各計算期間の前計算期間の終了日の前5営業日間におけるわが国の無担保コール翌日物金利(加重平均値)の平均値の水準に応じて以下の通りとします。なお、基準日現在の信託報酬率は、 年率0.432%(税抜0.4%) です。
無担保コール翌日物金利(加重平均値)の平均値	信託報酬率[年率]
0.5%未満の場合	0.432%(税抜0.4%)
0.5%以上1%未満の場合	0.540%(税抜0.5%)
1%以上の場合	0.648%(税抜0.6%)
その他の費用・手数料	以下のような費用等が投資者の保有期間中、そのつど(監査費用は日々)かかります。監査費用/信託事務の処理に要する諸費用/組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用等 ※その他の費用・手数料については、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用等(上限額等を含む)を表示することができません。
◆上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。	

■販売会社

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号	○				
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号	○				
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○		○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第40号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○		○		
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第169号	○				
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○		○		
大熊本証券株式会社	金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第1号	○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
長野證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号	○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	○				
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○		○		
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第152号	○				
ふくおか証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第5号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○		○		
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	○				
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第8号	○				
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○		○		
株式会社阿波銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社伊予銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社岩手銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第3号	○				
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第6号	○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社北九州銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第117号	○		○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第14号	○				
株式会社京都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第10号	○		○		□
株式会社きらやか銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第15号	○				
株式会社熊本銀行	登録金融機関 九州財務局長(登金)第6号	○				
株式会社西京銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第7号	○				
株式会社滋賀銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第11号	○		○		
株式会社四国銀行	登録金融機関 四国財務局長(登金)第3号	○				
株式会社清水銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第6号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社十六銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第7号	○		○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第45号	○		○		
株式会社新生銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	○		○		
株式会社親和銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第3号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号	○		○		
第一勧業信用組合	登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号	○				
株式会社大東銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第17号	○				
株式会社筑邦銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第5号	○				

※上記の表は、みずほ投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したものです。その正確性、完全性を保証するものではありません。

※備考欄の「□」は、現在、当ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

■販売会社

加入している金融商品取引業協会を○で示しています。

販売会社	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社千葉銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第39号	○		○		
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号	○		○		
株式会社中国銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第2号	○		○		
株式会社筑波銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第44号	○				
株式会社東邦銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第7号	○				
株式会社東北銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第8号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第11号	○				
株式会社名古屋銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第19号	○				
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○				
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第6号	○		○		
株式会社広島銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第5号	○		○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第7号	○				
株式会社北越銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第48号	○		○		
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社北陸銀行	登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号	○		○		
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号	○		○	○	
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第34号	○	○	○		□
株式会社みちのく銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第11号	○				
株式会社もみじ銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第12号	○		○		
株式会社山形銀行	登録金融機関 東北財務局長(登金)第12号	○				
株式会社山口銀行	登録金融機関 中国財務局長(登金)第6号	○		○		
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号	○				

※上記の表は、みずほ投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から、細心の注意を払い作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

※備考欄の「□」は、現在、当ファンドの新規の募集・販売を停止している販売会社を示しています。

■委託会社



みずほ投信投資顧問

商号等 / みずほ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号

加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

本資料のご利用にあたっての注意事項等

- 本資料は、みずほ投信投資顧問(以下、当社)が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 本資料の作成にあたり、当社は、情報の正確性等について細心の注意を払っておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料中の運用状況に関するグラフ、図表、数字および市場環境や運用方針等は、作成時点のものであり、将来の市場環境の変動、運用成果等を保証するものではなく、また将来予告なしに変更される場合もあります。
- 投資信託は、信託財産に組み入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者にかかる信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元金を割り込むことがあります。
- 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は、預金商品、保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 投資信託の設定・運用は、投資信託委託会社が行います。

当ファンドをお申込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りになり、投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が当ファンドへの投資に関してご判断ください。